**一般社団法人 大阪府山岳連盟　車両使用規程**

第1条（適　用）

　　この規程は一般社団法人大阪府山岳連盟(以下「連盟」という。)の主催行事若しくは専務理事が承認した行事において車両を使用する際に適用する。

第2条（使用車両・所有者の範囲）

　　使用車両は、連盟関係者または行事参加者から提供されたもの及びレンタカー会社のものとする。

第3条（自動車保険）

　　使用車両の自動車保険(任保険を言う。以下同じ。)は下記の担保種目および保険金額等を満足し、使用車両の代理運転者が年齢条件等の補償対象となっていること。

　　　　　　　担保種目　　　　　　　　　　　　　　　　保険金額等

　　　　　対人賠償保険（1名につき）　　　　　　　　　　無制限

　　　　　対物賠償保険(1事故につき)　　　　　　　　　　無制限

　　　　　人身傷害保険または搭乗者傷害保険　　　　　　 1,000万円以上

第4条（運行費用）

　　燃料代、高速料金、車両借り上げ代等については、行事主催責任者が決定する。

第5条（事故等の対応）

　　自動車の運転に起因する事故が発生し、連盟関係者または行事参加者の身体および財産に対して損害が発生した場合の補償は、第3条の自動車保険の範囲内とする。

第6条（交通規則違反への対応）

　　原則として運転者の責任とする。

第7条（責任の範囲）

　　集合場所から解散場所までの範囲とする。ただし、レンタカーの場合は借用から返却するまでとする。

第8条（承諾書の提出）

　　使用車両の所有者および行事参加者は、本規程を承諾した上で自署し、承諾書を提出する。

第9条（規程の改廃）

　　この規程の改廃は、理事会の決議により必要とされる時期に実施する。

第10条（付則）

　　この規程は、平成21年12月9日より施行する。

**承　諾　書**

一般社団法人　大阪府山岳連盟殿

　私は貴連盟の車両使用規程を承認した上で、所有車両を提供または使用車両に同乗することを承諾します。

車両使用中の事故については、本規程に基づいて対応し、貴連盟および関係者には原因の如何に関わらずその責を問いません。

お互いに善意の意思による乗り合いであり、事故等が発生した場合は、円満解決するように努力致します。

西暦　　　　　年　　　月　　　日

氏名

(自署)